

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

佐賀県教育委員会委員長 牟田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第1号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（臨時免許状の検定授与の出願）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者があるときは、その者を採用しようとする学校の校長又は園長及び所轄庁等（国立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校をいう。）又は公立学校にあっては免許法第2条第2項に規定する所轄庁、私立学校にあってはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長をいう。以下同じ。）は、臨時免許状発行内申書（様式第10号）を連署の<u>うえ</u>、授与権者に提出しなければならない。</p>	<p>（臨時免許状の検定授与の出願）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者があるときは、その者を採用しようとする学校の校長又は園長及び所轄庁等（国立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校をいう。）又は公立学校にあっては免許法第2条第3項に規定する所轄庁、私立学校にあってはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長、<u>社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）にあってはその幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事長</u>をいう。以下同じ。）は、臨時免許状発行内申書（様式第10号）を連署の<u>上</u>、授与権者に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。